



平成20年5月20日

各 位

会 社 名 **いちよし証券株式会社**
代表者名 執行役社長 武 樋 政 司
(コード8624 東証1部・大証1部)
問合せ先 広報室長 山 川 雅 之
TEL. 03(3555)6343

「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」に関するお知らせ

当社は、平成19年6月23日開催の当社第65期定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同日より発効しております「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」（有効期限は、平成20年6月21日開催予定の当社第66期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結時までとされております。以下、更新前の対応方針を「旧方針」といいます。）につきまして、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、延長の是非も含めその在り方について継続的に検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、本日開催された取締役会において、会社法施行規則第127条本文に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）を定めるとともに、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧方針に一部技術的変更等を加えたうえで、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新すること（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決議いたしました。

会社支配に関する基本方針及び本対応方針の詳細は、添付のとおりです。

以上

当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場における大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成18年10月に中期経営計画をスタートして以来、目標の達成に向けて日々の業務に積極的に取り組んで参りましたが、この間、金融・証券業をとり巻く環境とマーケット環境は大きく変化いたしました。

第一に、制度面では、平成19年9月末の「金融商品取引法」施行や、同年12月金融庁発表の「金融・資本市場競争力強化プラン」等により、金融・証券界に、日本版ビッグ・バンのセカンドステージともいえる大きな変化が起きております。

第二に、マーケット面では、米国のサブプライムローン問題に端を発したグローバル規模での株式市場の大幅調整が続いております。ただし、当社は、この調整は平成12年頃から始まったグローバル経済発展の第二局面に至る前の調整であり、世界の株式市

場及び日本株式市場は長期上昇トレンドにあると認識しております。

また、日本の新興市場についてはライブドア事件以来2年間に及ぶ大幅な調整が続いていますが、当社は現在の新興市場が安値圏にあり、市場に対する信頼も徐々に回復するものと考えております。

このような環境の変化に際して、当社は中期経営計画の折り返し地点である平成19年12月からその検証を行い、中期経営計画を平成20年3月に、以下のとおり修正いたしました。

(1) 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」「Long Term Good Relation」

(2) 中期経営計画の数値目標等

目標の時期	平成22年3月末
預り資産	2兆5,000億円
主幹事会社数(累計)	30社
ROE	20%程度

(3) 具体的な戦略

営業基盤の拡大 預り資産の増加

基本商品戦略 「外貨資産」と「日本株」中心



ラップアカウント・変額年金保険

既存ビジネスの厚み増加

ニュービジネスの収益化

チャンネルの多様化

収支構造の改善促進 市況に左右されない収益構造

安定収益の拡大： 投資信託の信託報酬とラップアカウントの口座管理料による収入が販売管理費をカバーする率(経費カバー率)40%程度を目標に

コスト・セービング： 本社機能のスリム化

人材の育成 アドバイザーの質の向上、プロフェッショナル育成

2. コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、上述の経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポ

レート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成 15 年 6 月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役 3 名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員 2 名を含む監査委員会による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、内部監査部門として内部監査部を設置しております。これらに加え、平成 18 年度より、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成 20 年 3 月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案し配当方針を決定しております。

具体的には、配当性向（40%程度）と純資産配当率（4%程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取ったうえで株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について(買収防衛策)」を更新し(以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

2. 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- (1) 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- (2) 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後 5 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

大規模買付者及びその特定株主グループの概要

大規模買付行為の目的及び内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

- (3) 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には 90 日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとしします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細について

は、下記 3.(3)「独立委員会の設置」をご参照下さい。) に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記 3.記載のとおり勧告を行うものとし、

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙記載のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の「ないし」の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている
と判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っている
と判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っている
と判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている
と判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買

付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。)

その他、ないし に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立性の高い社外取締役等で構成される独立委員会を設置します。平成20年6月21日開催予定の当社定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)において、本対応方針について株主の承認を得られた場合の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は別紙のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得たり、当社の取締役、執行役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルール導入時の影響等

大規模買付ルールの導入は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの導入時点では、新株予約権無償割当て等を行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

(2) 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様(大規模買付者及びその特定株主グループ等を

除きます。)が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。ただし、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、当社取締役会は、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、行使期間開始日までの間は、当該対抗措置を中止することが当社の安定的かつ持続的な企業価値の確保・向上に資すると判断した場合には、当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の有効期限

本対応方針については、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として更新し、新たな有効期限を、平成21年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み(上記二の取組み)について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記三の取組み)について

(1) 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行う

ことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

(2) 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、本株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただきます。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様にご開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三三「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三五「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半

数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

注1：特定株主グループとは、

() 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。)

又は、

() 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。)も加算して計算するものとします。)

又は、

() 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。)の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の数
新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (2) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。
- (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- (4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。
- (6) 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(9)項(イ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
- (7) 新株予約権の行使条件
大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居

住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による新株予約権の取得

(ア) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとし、

(イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

渡邊 啓司（わたなべ けいじ）

【略歴】

1943年生
1975年10月 プライスウォーターハウス会計事務所 入所
1987年7月 青山監査法人代表社員
1995年8月 監査法人トーマツ 入所
1996年4月 監査法人トーマツ代表社員（現任）
2000年6月 当社社外取締役（現任）

渡邊啓司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

安齋 隆（あんざい たかし）

【略歴】

1941年生
1963年4月 日本銀行 入行
1985年3月 同行新潟支店長
1994年5月 同行審査局長
1994年12月 同行理事
1998年11月 日本長期信用銀行頭取
2000年8月 （株）イトーヨーカ堂顧問
2001年4月 アイワイバンク銀行（現 セブン銀行）取締役社長（現任）

安齋隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

若林 勝三（わかばやし しょうぞう）

【略歴】

1943年生
1967年4月 大蔵省 入省
1987年7月 同省主計局主計官
1991年6月 同省証券局総務課長
1995年5月 国税庁次長
1996年7月 証券取引等監視委員会事務局長
1998年6月 沖縄開発事務次官
2001年7月 日本証券業協会専務理事
2004年6月 日本地震再保険（株）代表取締役会長（現任）

若林勝三氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

(参照)

当社の大株主の状況

2008年3月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数(千株)	出資比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	7,095	15.48%
野村土地建物株式会社	5,298	11.56%
株式会社野村総合研究所	879	1.92%
三信株式会社	869	1.89%
ビービーエイチマッシューズアジアパシフィックファンド	764	1.66%
リーマンブラザーズインターナショナルヨーロッパ	714	1.55%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	692	1.51%
シービーエヌワイサードアベニューインターナショナルバルファンド	652	1.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	626	1.36%
ベアスターンズアンドカンパニー	583	1.27%

(注) 出資比率については、自己株式(577,351株)を控除して算出しております。